

## 令和4年度第1回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	令和4年4月13日（水）午後1時15分開会（午後2時10分終了）
場 所	小平市役所3階 301会議室
出席者	会長及び委員15名、計16名（欠席者1名）
議 題	1 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問事項） 2 その他（報告事項）
傍聴者	なし

### [主な質疑等]

#### 議題1 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問事項）

委 員 : 資料4の下の表の項目に1人世帯から4人世帯までの対比があり、その中に「（介護分1人）」、「（介護分2人）」と記載があるが、この介護分は、介護保険被保険者分ということか。

事務局 : 世帯員の中に介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）が何人いるかを表している。

会 長 : 課税限度額の改定の基準は。被用者保険に倣っているのか。また被用者保険の最高限度額の状況は。

事務局 : 課税限度額の改定基準は厚生労働省保険局から示される。被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%~1.5%の間となるように定められていることとのバランスを考慮し、国民健康保険税の課税限度額については、限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げられている。資料2の小平市の超過世帯割合は、医療保険分が改定前1.44%、改定後1.37%、後期高齢者支援金分が改定前2.09%、改定後1.87%であり、今回の改定により国が示す1.5%に近づいている。被用者保険毎に最高限度額が異なるため、小平市では被用者保険の状況を把握していない。

委 員 : 課税限度額の改定は、70歳以上の医療費の自己負担割合に影響するのか。

事務局 : 70歳以上の自己負担割合は前年の所得に応じて、一般2割、現役並み所得者3割となっている。現役並み所得者は、課税限度額に限らず、世帯に課税所得が145万円以上ある70歳以上の国保加入者がいる方となっている。

委員：資料6は、前回の令和3年度第4回国民健康保険運営協議会の配付資料と同じようだが、変更点があるのか。

事務局：前回の運営協議会では次回の議題の情報提供として配付しており、期間も空いていることから、改めて国の方向性を示すため資料を配布した。

会長：国民健康保険税の課税限度額を変更する「小平市国民健康保険条例の一部改正について」、「原案を適当と認める」と答申することに賛成の方の挙手を求める。

#### <挙手全員>

会長：挙手全員。よって、本諮問事項について、「原案を適当と認める」と答申することに決定する。なお、改定の時期は令和5年度からとなるため、十分な周知をお願いする。

委員：諮問事項について賛成はするが、意見として申し上げたい。

課税限度額の改定あたり、高所得者層と中間所得者層との負担のバランスを見直すという話があったが、これは、所得の再分配と考えればよいのか。昨年、年金だけでは生活が難しくなり、土地を売却したため、最高限度額の国民健康保険税を支払った。委員の皆様や事務局は、最高限度額を支払う被保険者が全て富める者ではないということ認識しておいてほしい。

## 議題2 その他（報告事項4点）

事務局：（1）新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免について、令和4年度も引き続き実施する。

（2）新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について、対象期間が令和4年6月30日まで延長された。

（3）国保財政健全化計画について、資料7のとおり変更計画書を東京都へ提出し、承認され東京都のホームページに3月末に公開された。

（4）資料8のとおり、令和2年度に発足した健康プロジェクトについて、令和3年度の活動として令和3年12月23日からラッピングバスとして運行しているにじバスと缶バッチの作成を行ったことを報告する。

委員：健康プロジェクトに参加している具体的な課とメンバーは。

事務局：保険年金課、健康推進課、産業振興課、文化スポーツ課、秘書広報課、政策課の6課で、保険年金課と健康推進課が各3名、それ以外の課が各1名参加して

いる。年に数回集まり、実施事業の検討や進捗確認を行っている。

委員 : 健康プロジェクトは、障がい者支援課や高齢者支援課と連携していないのか。

事務局 : 全ての課が健康プロジェクトに参加することは難しいが、庁内の会議や掲示板で協力を呼び掛けており、イベントや事業で健康プロジェクトの啓発等を行っている。今回のにじバスのラッピングについても、公共交通課と連携しており、健康プロジェクトのメンバーにはなっていない課も、庁内で協力できる体制をとっている。

以上